

核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成で採択された。

核兵器禁止条約は第一条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止している。

同条約は9月20日より賛同する国々による署名と批准の手続きが開始され、50カ国が批准した時点から90日後に発効する。9月20日にはニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、同日中に50カ国以上が署名し、今後それらの国々による批准手続きが行われていき、発効に向け大きな前進が始まっている。

この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、2017年12月10日にはノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与された。

留萌市も参加する平和首長会議は昨年8月10日の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる『核兵器禁止条約』の採択を心から歓迎する。」「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求める」とする「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決したところである。

以上のことから核兵器のない世界をのぞむ国内外の広範な世論に呼応して、唯一の戦争被爆国である日本政府は率先して取り組むべきである。

以上のことから政府において、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月15日

留 萌 市 議 会

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 伊達 忠一 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

法務大臣 上川 陽子 殿